

# 令和4年 第10回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和4年10月27日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所庄内庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 9名

会 長	7番	坂 本 成 一
副 会 長	4番	高 田 英

委 員	2番	二 宮 寿 徳
	3番	秋 吉 一 郎
	5番	大 津 雄 司
	6番	大 野 重 利
	9番	安 部 義 浩
	10番	麻 生 秀 昭
11番	橋 本 早 人	

4. 欠席委員	1番	縣 次 男
	8番	江 藤 国 子

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 非農地証明の発行について

④ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）

⑤ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）

⑥ 農用地利用集積計画について（農地売買支援事業分）

⑦ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 竹下美佳、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和4年 第10回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号9番 安部 義浩委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」  
(議案第1号～2号 2件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号から2号につきましては、皆さんに報告という事です。承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第3号～4号 2件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案2号ですが、議席番号5番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

はい、説明いたします。

議案番号3番ということで、資料の冒頭からお願いします。

場所は挟間三差路から大分市寄りに行きまして国道210号線沿いのみらい信用金庫の裏手あたりになります。

こちらは転用目的が集合住宅ということでアパート、メゾネットタイプの長屋を建築しまして、受人の法人の方で経営もするというので今回こういった内容になっております。

渡人の方はしっかり離農できておりますので問題ないと思います。

申請地は845㎡ということですが、4ページに開発事業面積として1226㎡と有りまして、挟間の環境保全審議会の方で一度審議をしておりますが、そこで各専門の部署により審査されており問題がないということで、都市計画地域の中でもあるので問題ないと思います。

審議の方よろしくをお願いします。以上です。

議 長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 秋吉 一郎 委員より挙手有り)

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

これ、都市計画の関係で開発の担当課を経由して図面が出来てると思うんだけど、審査は農業委員会が先になるのかな？それとも都市景観の方が先？

事 務 局

今は都市景観推進課、つまり開発関係の条例での協議が完了してうちに出してもらった流れになっています。

3番 秋吉 一郎 委員

ああ、そういう流れか。

じゃあその中で、開発区域っていう文言を使っているけど、長屋住宅を建てるという話でな。これが今回敷地延長でやっているんだけど、開発区域となると道路位置指定か何かやらないといけないんじゃないの？この敷地延長というやり方で開発の方を通ったのかが疑問なんですけど。

おそらく都市計画の方で審議はされているんだろうけど、どうだろうかと思ってな。

事 務 局

位置指定道路のことについて私は詳しくないんですが、この図面で申請者と話したところでは位置指定を受けるという話はなかったですし、都市景観推進課での手続きの中で指摘事項はすべて対応したうえでここに出てきているということになるので、ちょっとそのところは分からないですけど。

3番 秋吉 一郎 委員

一戸建てなら敷地延長でいいんだろうけど、長屋建て住宅なら特殊建築物かなにかになって敷地延長じゃ難しいじゃないかと思ったんだけどね。

まあその都市景観推進課を経由してきているならいいんだけど、その辺がちょっと気になりました。

4番 高田 英 委員

それは建築確認法上の話じゃないの？都市景観推進課はその部分までは関知してないとかじゃ？

3番 秋吉 一郎 委員

でもな、建築基準法の中でそこまで絶対審議しないとイケないことになってるんや。

やけん、その許可を貰ったような形で、許可というか一応審議して許可が下りたような形でやっているのか、それとも図面としてはこういう図面を書いて農業委員会に一旦かけてくださいと。それで農業委員会でいいですよとなったときに、とするための図面なのかがちょっとわからないんですよ。

事務局

開発の条例の方は、この計画で着手していいという所の同意まで行きついてるというふう聞いてます。なので、今の計画でいいということですね。

うちは農地法として転用していいかの審査を今しているということで、基本的には開発協議としてはこれで行けるという判断になってると僕は認識してます。そこで位置指定があるかどうかまでは今確認は取れませんが。

3番 秋吉 一郎 委員

やけん俺が最初に聞いたのは、都市景観推進課が審査するのに図面を書いて、それとは別に農業委員会の審査もあるからとりあえず作った図面なのか、どっちが先の図面なのかなと思ってさっき聞いたんですよ。

私が思うのは、農業委員会で決定する中で実際と違う図面を見て審議しましたじゃあちょっとおかしいかなと思って確認をしてるんですけど。

事務局

流れとしてはですね、開発の事前協議があってその中で指摘事項が出れば業者がそれに対応してここまで行きついているので、この図面は一番最初の図面ではないです。最初の図面があってそれに対して関係各課から指摘があればそれに対応したうえでこの場へ上がってきますので、一回市のチェックを経てここまで来ているということです。なので、変更などがあれば変更されたものがここに出てきているという認識でいいと思います。

4番 高田 英 委員

これ、開発の審議って言うてるけど、挟間の環境条例上の審議のことやろ？

事務局

そうです。

4番 高田 英 委員

だったら、条例の審議では位置指定道路うんぬんまでは見てないんじゃないの？

3番 秋吉 一郎 委員

環境条例の中ではそれは関係ないわ。

4番 高田 英 委員

関係ないやろ。

だから例えばここが位置指定しないといけないからって業者が位置指定の申請出したら土木事務所が×を出す可能性もあるっていうことやわな。

事務局 長

多分そういうことは土木事務所と一番最初に確認してるとは思いますけど。事業やるうえでそこを抑えてないというのは考えにくいと思いますが。

4番 高田 英 委員

俺があと気になるのは、水路利用と書いてある部分だけどこれは当然初瀬井路の水路を使うということでしょうけど、蓋掛けする許可は取ってるんですよね？

5番 大津 雄司 委員

そこはちゃんとすると聞いてます。

4番 高田 英 委員

許可を取ってるのかってというのが気になったんでね。ちゃんと協議が整っているのか、その種類が付いてないので。

事務局

その部分は現状で、転用前から通路になっています。もともとこの農地に入る進入路だったので。

水路を渡れるように昔からなっていて、今回多少補強はするかもしれないですけど、そこは土地改良区の意見書も付いてるので問題はないと思います。

4番 高田 英 委員

もう一ついいですか。

資料に配置図はついてるけど立面図は何で付いてないの？

こういう二階建てのものについては高さがどれくらいあるか分からないし、今回は隣接農地がないかもしれないけどそれがあるところなら日が下の影響とかを見ないといけないから立面を付ける必要があると思います。

あと、局長にお願いですけど、これ多分A3で出てきた添付書類をA4に縮小して資料にしてもらうんですけど、小さすぎて見にくい。我々みたいに年を取ってくると目が悪くなるので。今後できるだけA3でみたほうがいやつは、折るのが面倒なら一緒に綴じなくてもいいので、別綴じで番号だけ降っておけばいいので、見やすい資料を提供してほしいです。

3番 秋吉 一郎 委員

今進入路のことで今まで使っていたからということだけど、これ開発して進入路として使っていくなら、多分位置指定もいるとは思うんだけど、水路の占用申請とかきちっととることになると思うんだけど。前から進入路として使ってたからじゃなくて、前から占用申請してたならいいけど、もししてないならこれを完全に道として使うわけですよ。開発区域ってわざわざ文言まで入れているから。

事務局 長

ここは今回の申請で現状から形が変わる？それとも変わらない？

事務局

現状は砂利敷きの通路で・・・。

3番 秋吉 一郎 委員

あんな、現状から変わろうが変わりまいが関係ない。前の田んぼの時はこれでよかったかもしれないけど、今回わざわざ開発区域という言葉まで入れて長屋住宅を建てるようになってる。だからそれにつながるこの道路っていうのは、都市計画で道路っていうのは一番重要視されるんや。だからそれを前からあったからそのまま使いますっていうわけにはいかない。

事務局 長

いや、元々有ったものが条件を満たしていればそのまま使えるじゃないですか。

3番 秋吉 一郎 委員

だけど、俺が言ってるのは、開発区域になってるっていうこと。開発区域ってしてるなら、私が思うに多分道路位置指定をしないとイケないと思う。

事務局 長

この事業計画を進めるときに、それは県土木で相談するようなことだと思うんですよ。もしその位置指定道路が必要なものだったとしたら、この図面に位置指定道路という記載があるはずだと思います。

まあ、この場で農業委員会の審議の結論を出さないといけないと思いますので、もし今都市景観推進課に担当者がおれば必要なことだけ確認しますか？

3番 秋吉 一郎 委員

私たちはこの図面だけで審議するしかないの、その資料でちょっと疑義があったんでね。

事務局 長

開発の書類ってすごく量があるので同レベルで資料を付けることは難しいんですけど、先ほど言われたように・・・。

3番 秋吉 一郎 委員

それはわかる。わかるけどな、1枚の平面図でパッと見て、例えばほかに断面図とかあればわかる物も増えるけど、平面図だけじゃ何がわかるかって言ったらそんなにわからんわな。

事務局 長

なので、農業委員会が農地法を踏まえて審議するうえで少なくとも必要な範囲で、今後は枚数がちょっと増えても付けるような形で考えたいと思います。

それと、高田委員が言われた文字がA4では見にくい場合にはA3で印刷するのうたいと思います。いいですかね。

なので、案件によって、今回はこの資料は必要ないとか必要あるとかその都度判断していこうと思いますので、一律ではないということ。

5番 大津 雄司 委員

すみません、ちょっと聞きたいんですけど、申請書類とか自分は全部コピーしてもらって、他の委員さんがどうしてるかは分からないんですけど、専門性とかスキルとか、農業委員は一回見るじゃないですか、回答書を書くのに。その時に見る場所って何かチェックするポイントが、この場で審議する内容がどこまでなのかっていうのが見えてこなくて。

事務局 長

それはおそらく、農地法に関わる話なので一つは農業への影響に関する部分。排水とかですね。それから周辺に農地があれば先ほど言われた日照の問題とかですね、そういうのがあると思います。

5番 大津 雄司 委員

総会資料って事前に届くじゃないです、ある程度。それでその確認の段階で、この場でやるような内容なのか、それか他の部署とか専門機関である程度精査された内容なのかっていうのがどっちなのかなって。

事務局 長

それはさっき言ったように、少なくとも市の中で開発の条例の対象となっている案件については開発側で事前審査が終わったうえで農業委員会の方に提出という流れとなっているので、基本的には開発としてはある程度認められたものという認識は持っています。ただ、ここにあるように資料が1枚2枚というものでは農業委員として判断がしづらいということはさっき言ってもらった部分ですので…。

4番 高田 英 委員

それはあくまでも開発でという話で、ここに来た時には農地法上どうかということを考えないと悪いんで、開発の段階では農地法でどうこうっていうのは考えてないかと思うんだけど。

3番 秋吉 一郎 委員

やけん、どっちが先かっていうのをぴしゃっとしとかなないと、違う図面で審議してもしようがないけんな。

事務局 長

開発条例の審議が先です。

なので、さっきもお話ししたようにそのすべての図面を付けるわけではないんですが、ここで審議するうえで必要なものを添付するようにしたいと思いますので。

3番 秋吉 一郎 委員

それとな、今まで出てきた図面とかでフリーハンドで書かれたようなものが付いたようなこともあったやろ。おそらくあれ、急いで出してきたとかいう経緯があると思うんだけど。いや、別にフリーハンドが悪いっていうわけではないけど、急いで作ったような資料をこの場で審議するというのも後から問題になりかねないんじゃないかなと。だからそこらへんはきっちりとしておいた方がいいかなと思う。

事務局

今都市景観推進課に確認をしましたが、位置指定道路の話ですね、今回の申請において農地の部分と進入路の部分の所有者が同じなので位置指定は要らないのではない

だろうかという回答でした。

3番 秋吉 一郎 委員  
位置指定道路の許可出すのは土木事務所かな？

事務局 長  
一般的な考えで行くとですね、土木事務所と進入路について全く相談しないままここまで開発申請を進めていくというのは考えにくいので、何かしらの結論は出てるんだと思います。

3番 秋吉 一郎 委員  
開発の担当ははっきりとはわからんって言ってるんやろ。  
都市景観推進課にこの図面が付いてるんなら、担当だったらここは確認すると思うんだけど。

事務局 長  
私はわかっていると思ったんですけど、さっきのような回答でしたので…。

事務局  
じゃあ後でこの件の委任を受けてる行政書士に聞きましょうか？  
あとで時間があるときに…、いや今の方がいいか。

事務局 長  
ただ、あれですかね？  
これが道路位置指定が必要かというのは重要かと思うんですけど、この農地法で審議するうえではその結果で判断が分かれることはないんですが。

3番 秋吉 一郎 委員  
書類が先なのかどうなのかっていう話や。  
要は、私たちが審議する図面がおかしければ訂正しなければいけないやろ。

事務局 長  
なので、それは先ほど説明したように最終図面を添付しているという認識であります。

4番 高田 英 委員  
あそこって、仮に位置指定取らないといけない、でも取れませんでしたってなったら、農地法は許可出したけど家は建てられないわけでしょ。そうなると事業が完遂できないってことで困るんじゃない。

事務局 長  
多分ですね、私の認識ではそこが一番大事な部分なので真っ先にそこは押さえていることかなと思うんですけど。そんな土木がどういふかもはっきり分からないのにこんな申請進めてこないと思うんですけど。  
この件が道路位置指定が必要だけどここに表示してないとかいうことがあるかどうかはわかりませんが。いずれにしても、業者はこれで大丈夫だっていう前提で進めている話だと思いますが。

3番 秋吉 一郎 委員

ここに開発区域ってかかれてるやろ。図面には開発区域って書いておいて、進入路は敷地延長ですよっていうのもおかしいなって思うんやけどな。

事務局

わかりました。ちょっともう聞いてきますわ。

<申請者へ電話にて確認>

今、委任を受けている行政書士と連絡を取ったんですけど、位置指定がいるという話は聞いてないと。だから、必要なのであれば一番最初にそこを確認するはずなんで、ここまで進んでる状態でその話が出てきていないのであれば必要ないだろうというふうに認識していると聞きました。

事務局 長

今の説明でいいですかね？

3番 秋吉 一郎 委員

これ、幅員4mかな？

事務局

4. 63mと書いてありますね。

4番 高田 英 委員

縮小してるからか俺達には見えないんだけど。  
どこに書いてる？

事務局

どうしてもカラーコピーすると滲むんでやむを得ないです。  
国道側の入り口のところですな。

4番 高田 英 委員

ああー、なんか見えるような・・・。

事務局

もうそれはコピーの精度の話なのではないと思ってもらうしか。  
それに、これ元々の図面もA4サイズなんです。原本はくっきり写ってますけど、どうしてもからコピーするとぼやけるので、皆さんにお出しする時にはこのレベルの図面になるのはしょうがないんですけど。  
一応4. 63mということで記載はあります。

4番 高田 英 委員

599-3っていう土地はなに？字図じゃ小さくてよく見えないんだけど。

事務局

599-3は雑種地、4. 27㎡ですね。地権者は国土交通省ですね。

事務局 長

いいですか？

なので、繰り返しになりますが今言われたような心配もありまして、ちょっと前に開発担当課の方と小原が中心となって協議をしています。その中でのポイントだけ言うと開発条例が必要な案件については、条例での同意が出ると見込まれるものしか農業委員会には出てこないような流れとしております。ですので、そこはご理解いただきたいかと思います。

であれば、当然通常は最終図面がここに添付されてくるということで。

4番 高田 英 委員

ちょっといい？

開発部局っていうのは市の担当課っていうことよな。土木事務所系の建築基準法に絡んだものは見ないって言った中で、担当部局は許可出したかもしれないけど県に行ったときにこれはダメよって言われる可能性もあるんじゃないの。

事 務 局 長

私は土木とどういう話があって、どういうふうに進むかは・・・。

4番 高田 英 委員

他法に抵触する時には許可できないってなっちょん。それはおかしいんじゃないのって思うんやけど。

事 務 局 長

それはわかってます。

師の担当部署がですね、例えばその位置指定道路が土木でどのような取り扱いになるのかを全然関知しないで認めるというのは、私はそんなことはないと思っているんですけど。

仮に、市の担当者があまり関知してないとしても、通常は設計者が一番大事な部分を抜け落ちたまま進めるというのは考えにくいと、普通の業者だったらそう思いますので。

3番 秋吉 一郎 委員

市の担当はな、必要なときはそういう指導はするわ。土木に行きよとかな。

開発の条例を通った書類はそういう所までクリアされたものが出てくると思う。

事 務 局 長

そのはずです。

3番 秋吉 一郎 委員

やけん、その中でこういう図面が出てきたのが気になってな。

事 務 局 長

なので、この案件最後にまた確認する必要はあるかもしれませんが、これが書いてある通りであれば、本当に正しいかは最終確認する必要があるかもしれませんが、前からあった進入路なので改めて位置指定道路という取り扱いは必要なかったのかなと。

3番 秋吉 一郎 委員

それは通らんわ。

事務局 長

なので、そこはもし必要であれば最終的な確認を。今話したのは行政書士さんということですので、最終確認をしたいと思います。

3番 秋吉 一郎 委員

新たに進入路として使うからとか、都市景観推進課がそんな指導はしないはずだ。

4番 高田 英 委員

提案なんですけど、これを位置指定されているものとして審議して、後で確認して位置指定が必要だけとされてなかったということであれば、許可をストップして来月又審議をする。問題なければ許可出していいというやり方でどうでしょうか。

そうでもしないと前に進まないの。

それかもう保留にするか。確認できるまで保留にするか。

事務局 長

今の話からいくと、保留ではなくて最終確認をするという前提で…。

4番 高田 英 委員

それは議長に言ってもらった方がいい。

議 長

まあ、確認しないと話が前に進まないからな。

3番 秋吉 一郎 委員

今高田委員が言ったように道路位置指定されてる前提で審議するのが一つの手やわ。それともう一つはこの図面で審議するというのも一つの手だと思う。

私が言いたいのは正しい図面が出てくるのかどうかだけ確認したいということ。進入路がどうこうじゃない。

事務局 長

図面を見て分からん部分があるから保留だっていうことだと、結果的によかったものを1か月延ばしてしまったということになりますので、先ほど高田委員が言われたように最終確認する前提で審議いただくのがいいかと。

3番 秋吉 一郎 委員

先ほど言ったようなやり方で、いったんこの場は審査するか、それとも正式に確認しても道路位置指定が必要であれば。というのもやっぱり違う書類で審議するのはおかしいと思うんや。

事務局 長

道路位置指定が農地法で審議するときには決定的に問題があるということであれば荒れですけど、そこまでの物でもないと思うんで。さっき言われたように、他法で許可できないものは認めないという考えは確かにあると思うんですが。

議 長

みんながよければそれでいいけどな。

前提は、道路位置指定がされているということでもいいんかな？

事務局 長

いや、それが必要であるかどうかもわからないんです。

3番 秋吉 一郎 委員

要るかどうかわからんのだけど、いったんこの図面で審議していいですよということ  
で結果を出すのかっていうこと。

要は道路自体に問題ないんだけど、図面がちゃんとしたやつで審議した方がいいん  
じゃないかっていうこと。

もし道路位置指定が必要であったならその図面を…。

事務局 長

いや、この図面が最終図面ですよ。

間違いなければこれが最終図面なんで、今一番確認すべきことが道路位置指定の要  
否であれば最終的にこの件については道路位置指定が本来必要であるのにそれをして  
いないのか、その辺を確認すればいいですよね。

仮に道路位置指定が必要でかつそれをしていない場合には保留ということになりま  
す。

3番 秋吉 一郎 委員

あの、進入路自体には問題はないんやろ。

事務局 長

と思います。

3番 秋吉 一郎 委員

ただ図面が道路についてどっちが正しいかというのをね、正しい図面で審議した方  
がいいんじゃないかなって。別に今この図面で審議しても構わないんですけど、ただ  
さっき高田委員が言うようにもし位置指定が必要となったときにまた審議しなおさな  
いといけないから。

だから、他の人がいいって言ってくれるかわからんけど、その二つの方法で審議し  
てみたらどうかなど。

事務局 長

二つってというのは？

3番 秋吉 一郎 委員

道路位置指定したときと敷地延長したとき。

それで確認したときにこの図面でよかったとなればそれでいいし、位置指定がある  
なら次の総会の時に図面を差し替えるか何かすれば。

事務局

仮に位置指定道路の手続きが要るとして手続きを行っている、またはそもそも手続  
きが必要ない場合は承認ということで決を採って、もし確認した結果位置指定道路の  
手続きが要るけどしてなかったという状況であれば保留するという旨の採決でいいん  
ですよ？

議 長

そういう形で皆さんの承認を取ればいいんやな。

事務局

もうそこは事務局の責任の下で判断をしますが、位置指定道路に問題がない又はそもそも必要がないという確認が取れたらもう許可証を発行しますという承認を貰えたら。

議長

そして後日にでも報告してもらおうということで。

4番 高田 英 委員

ごめん、事務局が説明したこともう一回整理して言って。

事務局

この図面のもとで、仮に位置指定道路の手続きが必要でその手続きがされていることの確認が取れた場合又は位置指定道路の必要がなかった場合、つまりこの進入路で問題がない場合は許可する。

もしくは、位置指定道路の手続きが必要であってその手続きに問題があるというか手続きしてなかったりした場合、その場合は保留をする。

この2パターンだと思います。

4番 高田 英 委員

それでどっちで決を採るの。

事務局

今言ったような条件付き採択という形でいいんじゃないんでしょうか。

議長

それでいいですか？結構ややこしいですけど。

10番 麻生 秀昭 委員

ややこしいっていうか、どういうふうに言いまわせばいいかが難しいわな。

今事務局が説明してくれた案で採決すればいいんじゃないんですか。

議長

じゃあそういうことで、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案4号ですが、担当の江藤委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

資料は5ページから9ページとなっております。

申請地は湯布院町川西、奥江地区に位置しておりまして、集落を通り過ぎて奥江の中でも一番奥の方、行き詰まる手前ぐらいのところとなっております。

ここは既に農業用倉庫が建っており追認の案件となっております。現地の写真とし

ては9ページに載せております。

受人のお父さんが約20年前に渡人の土地を使わせてもらって倉庫を建てたのを、今回所有権移転するのに土地が農地のままだったということで追認の申請が出てきております。

追認ですがやむを得ないかなと考えております。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はをお願いします。

9番 安部 義浩 委員

この図面は今建ってるものの図面？

事 務 局

そうですね、現況の建物図面です。

4番 高田 英 委員

写真と図面がいまいちイメージが合わないんだけど。

事 務 局

写真の撮り方的にどうしてもやむを得ないんです。平坦なところで撮ろうとするとどうしても。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

### ■日程 第3 「非農地証明についての審議」

(議案第5号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 非農地法証明の発行について事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 非農地法証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

4番 高田 英 委員

公共事業って何の計画があったんですかね？

事 務 局

旧湯布院町時代の湯布院町土地開発公社で当時農地転用許可を取っておりまして、

農村公園及び町営住宅用地として転用許可の記録がありました。

4番 高田 英 委員  
なんか昔作るって言ってたなあ。

10番 麻生 秀昭 委員  
あの温泉があったところの近く？

3番 秋吉 一郎 委員  
そうそう、温泉のガソリンスタンド側。

議 長  
地目変更してなかったんやな。

事 務 局  
許可取って造成工事して、そこで終わって宅地に変更できないままだったから、農地のまま塩漬けになってた。

議 長  
他に質疑ありませんか。  
(ありません)  
質問がない様でございますので、採決をとります。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

#### ■日程 第4 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第6号 1件)

議 長  
日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長  
それでは、議案6号について質問を受けたいと思います。  
質問はありませんか。  
(ありません。)  
それでは、質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」  
(議案第7号～8号 2件)

議 長  
日程 第5 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分) 2件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局  
日程 第5 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議 長  
それでは、議案7号の案件、ご質問があればお願い致します。

9番 安部 義浩 委員  
すみません、ちょっといいですか。私ちょっとわからんのやけど。  
議案番号8なんですが、6番から11番の土地が朴木なんですけど、これ水利権とかは新しい人に請求すればいいんですか。ここ一応水田になってるんですけど、現況は昨年から麦と大豆しか植えないってことで、水利はもう使用しないということなんですよ。今年の3月の朴木の総会の時に水利権はどうなるのかっていう話まで出たので。

議 長  
いや、大体水利権は所有者がするのが筋やけどな。

事 務 局  
まあその水利権がどうなってるかまではうちが関知するところではないんですけど、地権者に話をするのが基本ではないかなと思います。そこで地権者がもう任せてるからということで耕作者が払う場合もちろんあるかと思いますが、最初は地権者に行くのは普通かなと。

議 長  
水利権については地元で話し合ってもらいたい。  
地区ごとでやり方も違うので。

9番 安部 義浩 委員  
じゃあいいですか。  
後でまた出てくるんですが、次の9号議案も朴木で、ここは今は現在の地権者が払ってくれているんですけど、これは新しい地権者に話をして払ってもらえばいいんですか？

事 務 局  
まあ、後の議案ではあるんですけど、9号議案は所有権移転の案件ですので地権者が変わるの新しい地権者が払うのが道理だと思います。

9番 安部 義浩 委員  
はい、わかりました。

議 長  
他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案7号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案8号の案件、ご質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案7号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（農地売買支援事業分）」  
(議案第9号 1件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について(農地売買支援事業分) 1件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（農地売買支援事業分）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案9号の案件、ご質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案9号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。  
審議、お疲れ様でした。